

質問回答

| NO. | 質問 | 回答 |
|-----|--|---|
| 1 | これまでも「熱中症警戒アラート」の検証やアンケートが行われておりますが、2.1の作業に加え、これらの資料（データも含め）及び検証結果を受けた改善や見直しに関する検討内容を合わせて分析することでより適切な結果が得られると思われます。「熱中症警戒アラート」の検証および認知度や活用状況に関連する過去のデータや資料を共有いただけるでしょうか。 | 令和4年度第1回及び第2回熱中症対策推進検討会の資料として、熱中症予防情報サイト (https://www.wbgt.env.go.jp/heatillness_rma_sg.php) に公表されております。また、過年度業務の報告書については、環境省図書館にて閲覧可能となります。 |
| 2 | 仕様書に「熱中症警戒アラート」の検証方法として想定リストが明記されておりますが、「熱中症対策推進検討会」に提示する検証計画の内容は、必ずこれらの内容を含まなければならないでしょうか。これらについては想定として参考にしつつ、検証の考え方を再検討してもよろしいのでしょうか。 | 仕様書のとおりを想定しておりますが、変更は可能です。具体的な検証方法については「熱中症対策推進検討会」での助言を踏まえ6月までに計画を立て、着手前に環境省担当官からの承認を得ることとしております。 |
| 3 | 上記の検証方法の想定リスト2ポツ目にある「熱中症による死亡者数」は救急搬送時（初診時）死亡数とは別に収集し、解析するという理解でよいでしょうか。想定されているデータソースをご教示ください。 | 具体的な検証方法については「熱中症対策推進検討会」での助言を踏まえて分析いただければ幸いです。 |
| 4 | 上記の検証方法の想定リスト5ポツ目にある「暑さ指数の実測値」はWBGTを実際に測っている地点のみを解析し、実況推定値等の地点は含まないとの理解でよいでしょうか。 | 具体的な検証方法については「熱中症対策推進検討会」での助言を踏まえて分析いただければ幸いです。 |
| 5 | 検証にあたり、消防庁HPから入手できるものよりも詳細な情報が含まれている救急搬送データや診療報酬明細書（レセプト）データなど、一般には入手しがたいデータについて環境省様名義で入手いただくなどのご協力はいただけますでしょうか。 | 具体的な検証方法については「熱中症対策推進検討会」での助言を踏まえて分析いただければ幸いです。また、必要な協力については環境省にて可能な範囲で対応させていただきます。 |
| 6 | 検証結果に基づく「熱中症対策推進検討会」における検討により、「熱中症警戒アラート」の内容（指標、閾値、地域区分等）を多少なりとも改訂することを想定されているでしょうか。改訂を想定されている場合、改訂案作成のための調査分析はかなり時間を要することが想定されますが、この業務の中で行うのでしょうか。 | 熱中症警戒アラートの発表基準の評価・検証を想定しております。 |
| 7 | 「一段上の熱中症警戒アラートの運用に関する指針」の素案及び骨子（案）を今夏までに作成することですが、運用以前に「一段上の熱中症警戒アラート」がどのようなものであるかが示されていません。「一段上の熱中症警戒アラート」の詳細（指標、閾値、地域区分、対象者等）についてご教示ください。 | 令和4年度第1回熱中症対策推進検討会資料4として、熱中症予防情報サイト (https://www.wbgt.env.go.jp/pdf/sg_pcm/R0401/index.php) に公表されているとおりとなり、今後、熱中症対策推進検討会において議論予定となります。具体的な検証方法については「熱中症対策推進検討会」での助言を踏まえ6月までに計画を立て、着手前に環境省担当官からの承認を得ることとしております。 |
| 8 | 2.1の「熱中症警戒アラート」の検証の結果、何等かの改訂が行われることになった場合、「一段上の熱中症警戒アラート」の内容も変更されるのでしょうか。 | 令和4年度第1回熱中症対策推進検討会資料4として、熱中症予防情報サイト (https://www.wbgt.env.go.jp/pdf/sg_pcm/R0401/index.php) に公表されているとおりとなり、今後、熱中症対策推進検討会において議論予定となります。具体的な検証方法については「熱中症対策推進検討会」での助言を踏まえ6月までに計画を立て、着手前に環境省担当官からの承認を得ることとしております。 |
| 9 | 「熱中症警戒アラート」の検証結果がまとまるまでには、調査・分析および「熱中症対策推進検討会」における検討の時間がかかります。「一段上の熱中症警戒アラート」の運用指針の検討は「熱中症警戒アラート」の検証を待って行うことになるのでしょうか。 | 「ワーキング・グループ①」では、一段上の熱中症警戒アラートの運用に関する指針の素案及び骨子（案）を令和5年夏までに作成し、同指針（案）を令和6年2月末までに作成・提出すること。」となっております。必要な際には、それまでに、熱中症警戒アラートの発表基準の評価・検証を想定しております。 |

| | | |
|----|---|--|
| 10 | <p>法定の閣議決定計画に格上げされる想定「熱中症対策実行計画」と、法に位置づけられる「熱中症警戒情報（アラート）」は互いに密接に関連するものと考えます。たとえば、2.2「（２）有識者等による調査研究の支援」に記載されている「具体的には、熱波（極端な高温現象）発生時を想定した熱中症弱者の所在確認、安否確認、熱中症予防行動の個別の働きかけ、避難誘導及びこれらの事前準備・訓練等の方策について、災害対策との関係も踏まえつつ、検討する。」は、「熱中症対策実行計画」の内容になるかと思えます。</p> <p>「熱中症対策実行計画」は本調査検討と並行して別の委員会等で策定されるのでしょうか。その場合、「熱中症対策実行計画」の方向性や骨子は早い時期からの情報共有が必須と思われるのですが、どのような方法やタイミングで行われるのでしょうか。</p> | <p>法定の閣議決定計画に格上げされる想定「熱中症対策実行計画」に関する情報は必要で可能な範囲で共有を行っていきます。</p> |
| 11 | <p>これまでににおいても各地で「クールシェア」の取組が行われており、ショッピングセンターや図書館、自治体の施設等が活用されていると認識していますが、これらと特別警戒情報発表時の「クーリングシェルター」はどのように異なるのか、現状のイメージを具体的にご教示ください。</p> | <p>令和4年度第1回熱中症対策推進検討会資料5を参考にしてください。 https://www.wbgt.env.go.jp/pdf/sg_pcm/R0401/doc05.pdf</p> |
| 12 | <p>防災気象情報においては、警戒レベルに応じて「強制力」が異なりますが、「クーリングシェルター」への避難の場合は、どの程度「強制」もしくは「介入」の意味合いを持つのでしょうか。あるいは、あくまでも本人の意思に任されるのでしょうか。</p> | <p>有識者等による調査研究の支援において、熱波（極端な高温現象）発生時を想定した熱中症弱者の所在確認、安否確認、熱中症予防行動の個別の働きかけ、避難誘導及びこれらの事前準備・訓練等の方策について、対策との関係も踏まえつつ、検討することを想定しております。</p> |
| 13 | <p>強制や介入まで踏み込む場合、脆弱性を調査し、避難するのが妥当であることの検証を行って避難対象者を絞る等、具体的な検討が必要になるかと思えます。手引きを作成するにあたり、本業務の範疇としてどこまで取り組むお考えでしょうか。また、他省庁（厚生労働省や消防庁など）との連携体制についても具体的なイメージがありましたらご教示ください。</p> | <p>有識者等による調査研究の支援において、熱波（極端な高温現象）発生時を想定した熱中症弱者の所在確認、安否確認、熱中症予防行動の個別の働きかけ、避難誘導及びこれらの事前準備・訓練等の方策について、対策との関係も踏まえつつ、検討することを想定しております。</p> |
| 14 | <p>「令和4年度熱中症対策における新たな課題への対応の調査業務」は本調査とも重なる部分があり、またそれらを活用することで効果的な調査ができると思われます。この業務の調査結果（データを含め）を共有いただけるでしょうか。</p> | <p>令和5年5月1日以降、環境省図書館にて閲覧可能となります。</p> |
| 15 | <p>「ワーキング・グループ」「意見交換会」「ワークショップ」「熱中症対策推進検討会」と並行して検討が行われますが、これら相互の位置づけ（関係）についてご教示ください。</p> | <p>ワーキング・グループで検討した内容については、2、3の「熱中症対策推進検討会」において報告することとなっております。</p> |
| 16 | <p>仕様書の「（１）ワーキング・グループ等の運営」にあげられている「調査研究の課題設定及び研究計画の策定」と「（２）有識者等による調査研究の支援」の関連性をご教示ください。（１）で業務請負者が設定した研究計画に従って、（２）で有識者が調査研究をすすめていくということでしょうか。</p> | <p>（１）と（２）は直接関連しておりません。</p> |
| 17 | <p>仕様書の「（１）ワーキング・グループ等の運営」にあげられている「委員がワーキング・グループの過程で作成する資料等（計400ページを想定）」とは、「（２）有識者等による調査研究」のことを指しているのでしょうか。また、各ワーキング・グループにおいてこの委員作成資料を「指針」や「手引き」に組み込む想定でしょうか。</p> | <p>（１）と（２）は直接関連しておりません。</p> |

| | | |
|----|--|--|
| 18 | 仕様書の「(1) ワーキング・グループ等の運営」にあげられているワーキング・グループ①②それぞれの「素案及び骨子案」とは、具体的にはどのような内容を想定されていますでしょうか。「素案」と「骨子案」について具体的にご教示ください。 | 令和4年度第1回熱中症対策推進検討会資料4及び資料5として、熱中症予防情報サイト (https://www.wbgt.env.go.jp/pdf/sg_pcm/R0401/index.php) に公表されているとおりとなり、今後、熱中症対策推進検討会において、議論予定となります。具体的な検証方法については「熱中症対策推進検討会」での助言を踏まえ6月までに計画を立て、着手前に環境省担当官からの承認を得ることとしております。 |
| 19 | (18)に関連する「素案」と「骨子案」は、「熱中症警戒アラート」の検証(改訂)および「一段上の熱中症警戒アラート」の内容がある程度固まらなければ構想できないと想定され、令和5年夏までの提出には無理があると思います。この期限の根拠についてご教示ください。 | 自治体等において、法施行に向けて準備が必要となることから当該期限を設定しております。 |
| 20 | 「2.1熱中症警戒アラート」の検証・検討等に係る業務において、総論として、これらの解析は今夏(令和5年夏季)データも含むのでしょうか。2.2(1)アで、「一段上の熱中症警戒アラートの運用に関する指針」の素案及び骨子(案)を今夏までに作成」とあり、ここで作成される素案・骨子案を、今夏の検証等もふまえて適宜改訂するかを含めてご教示ください。 | 「ワーキング・グループ①」では、一段上の熱中症警戒アラートの運用に関する指針の素案及び骨子(案)を令和5年夏までに作成し、同指針(案)を令和6年2月末までに作成・提出すること。」となっております。必要な際には、それまでに、熱中症警戒アラートの発表基準の評価・検証を想定しております。 |
| 21 | 2.2の「(3) 国内及び海外の事例収集」における②のワークショップの参加者として「外部講師を含む有識者等」とありますが、ここで言う「外部講師」とは、有識者の中でもどのような方を想定されているのでしょうか。 | 有識者・自治体職員等計6名以外の外部の有識者となります。 |
| 22 | 2.2の「(3) 国内及び海外の事例収集」における「海外における熱中症対策について、計画等の策定状況や、顕著な高温が発生した時の政府・地方自治体の対応、熱中症による救急搬送者等の被害状況について、政府及び地方自治体が発表する情報の文献またはインターネットによる情報収集、政府及び地方自治体担当職員へのヒアリングを行い、報告書にまとめること(100件程度を想定)。」の「100件」とは何の数でしょうか。 | 政府及び地方自治体が発表する情報の文献、インターネットによる情報収集、ヒアリングの合計が100件を想定しています。 |
| 23 | 仕様書中に、「文献調査等(100件程度)」が2.2(1)のケ、2.2(2)のキ、2.2(3)にあります。各項目、相互に関連する内容については、重複してカウントしてもよいのでしょうか。 | それぞれ重複なしで文献調査を想定しています。 |
| 24 | 「令和4年度熱中症対策における新たな課題への対応の調査業務」や本業務で収集される海外における熱中症対策に関する情報より、諸外国の熱中症対策の動向と日本独自の考え方が根本的に異なっていることが明らかになることが想定されますが、具体的には海外の情報をどのように活用していく想定でしょうか。 | 海外の熱中症対策の動向を参考に、政策に反映させることを想定しています。 |